

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 2月24日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第 4 号

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成 15 年佐賀県規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
（特定施設等） 第 4 条 略 2・3 略 4 条例第 2 条第 9 号イ(ア)の規則で定める物質（以下「有害物質」という。）は、次に掲げる物質とする。 (1)～(14) 略 (15) <u>シス 1.2 ジクロロエチレン</u> (16)～(26) 略 5 略 別表第 3（第 4 条、第 8 条関係） 汚水等に係る特定施設並びに排水及び地下浸透水に係る規制基準 1 略 2 規制基準 (1) 有害物質に係る規制基準			（特定施設等） 第 4 条 略 2・3 略 4 条例第 2 条第 9 号イ(ア)の規則で定める物質（以下「有害物質」という。）は、次に掲げる物質とする。 (1)～(14) 略 (15) <u>1.2 ジクロロエチレン</u> (16)～(26) 略 (27) <u>塩化ビニルモノマー</u> (28) <u>1.4 ジオキサン</u> 5 略 別表第 3（第 4 条、第 8 条関係） 汚水等に係る特定施設並びに排水及び地下浸透水に係る規制基準 1 略 2 規制基準 (1) 有害物質に係る規制基準		
有害物質	排水に係る規制基準	地下浸透水に係る規制基準	有害物質	排水に係る規制基準	地下浸透水に係る規制基準

改正前			改正後		
カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム <u>0.1 ミリグラム</u>	1 リットルにつきカドミウム 0.001 ミリグラム未満	カドミウム及びその化合物	1 リットルにつきカドミウム <u>0.03 ミリグラム</u>	1 リットルにつきカドミウム 0.001 ミリグラム未満
略			略		
1.1 ジクロロエチレン	1 リットルにつき <u>0.2 ミリグラム</u>	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未満	1.1 ジクロロエチレン	1 リットルにつき <u>1 ミリグラム</u>	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム未満
シス 1.2 ジクロロエチレン	略		シス 1.2 ジクロロエチレン	略	
			<u>トランス 1.2 ジクロロエチレン</u>		1 リットルにつき <u>0.004 ミリグラム未満</u>
1.1.1 トリクロロエタン	略		1.1.1 トリクロロエタン	略	
略			略		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	略		アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	略	
			塩化ビニルモノマー		1 リットルにつき <u>0.0002 ミリグラム未満</u>
			<u>1.4 ジオキサン</u>	1 リットルにつき <u>0.5 ミリグラム</u>	1 リットルにつき <u>0.005 ミリグラム未満</u>

改正前		改正後	
備考 略 (2) 生活環境項目に係る規制基準		備考 略 (2) 生活環境項目に係る規制基準	
項目	規制基準	項目	規制基準
略		略	
亜鉛含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	5	亜鉛含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	2
略		略	
備考 略 別表第9(第26条関係) 地下水の水質浄化に係る基準		備考 略 別表第9(第26条関係) 地下水の水質浄化に係る基準	
有害物質	基準値	有害物質	基準値
カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム 0.01ミリグラム	カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウム 0.003ミリグラム
略		略	
1.1 ジクロロエチレン	1リットルにつき0.02ミリグラム	1.1 ジクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム
1.2 ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム	1.2 ジクロロエチレン	1リットルにつき0.04ミリグラム
略		略	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	略	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	略
		塩化ビニルモノマー	1リットルにつき0.002ミリグラム

改正前		改正後	
			<u>ラム</u>
		<u>1.4 ジオキサン</u>	<u>1リットルにつき0.05ミリグラム</u>
			<u>ム</u>
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。